

2026年度法改正

今回の改正では、新設される「子ども・子育て支援金」の徴収開始、在職者齢年金の支給停止基準額の引き上げや、障害者雇用率の段階的引き上げ、さらには短時間労働者の社会保険適用拡大が一段と進み、ストレスチェック義務化の対象拡大等、多岐にわたる変更が予定されています。

※改正の交付はされていますが、施行は「3年以内」等、時期が定まっていらないものもあります

①2026年4月：子ども・子育て支援金の新設

少子化対策の財源を確保するため、公的医療保険（健康保険）の仕組みを利用して「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。毎月の給与計算において、健康保険料率が実質的に引き上げられる形となります。徴収額は段階的に引き上げられる予定です。なお、4月分の保険料から徴収開始となりますが、保険料は通常【翌月徴収】されていますので、5月支給給与からの変更となりますので、ご注意ください。

※【当月徴収】の場合は4月支給給与より変更となります。

※以下は、協会けんぽの東京地区の料率です

全国健康保険協会管掌健康保険料・介護保険料		子ども・子育て支援金
介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合	令和8年4月分(5月納付分)から納付いただきます
9.85%	11.47%	0.23%

上げられます。雇用率2.7%への引き上げに伴い、障害者を1人以上雇用しなければならない義務が発生する企業の範囲が、従業員数37.5人以上へと拡大されることになります。障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。ご確認ください。

◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告

◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

④2028年6月までに：社会保険の加入対象拡大（賃金要件の撤廃）

いわゆる「106万円の壁」と呼ばれる賃金要件が撤廃され、社会保険の適用範囲が広がります。賃金要件が撤廃されれば、これまで「月額賃金8.8万円（年収約106万円）以上」というハードルがなくなり、原則として、週20時間以上勤務していれば、賃金にかかわらず社会保険への加入が必要となります。適用拡大に伴い、社会保険加入となるパート・アルバイトの方へは事前に今後の働き方についてヒアリングが必要です。

また、企業規模要件についても、10年かけて段階的に対象の企業が拡大されます。

51人以上の企業	36人以上の企業	21人以上の企業	11人以上の企業	10人以下の企業
現在の対象	2027年10月から	2029年10月から	2032年10月から	2035年10月から

②2026年4月：在職者齢年金の支給停止基準額の見直し

60歳以上の厚生年金加入者が働きながら年金を受け取る際、年金がカットされる基準（支給停止調整額）が緩和されます。支給停止となる基準額が、現行の月額51万円から65万円へと大幅に引き上げられます。働き続けることを希望する高齢者の方の活躍を後押しするための見直しです。

2026年3月まで

51万円/月

2026年4月から

65万円/月

※1 老齢基礎年金は減額されません。

※2 基準額とは賃金と老齢厚生年金を合わせた金額です。上記の金額は毎年度、賃金の変動に応じて改定されます。



③2026年7月：障害者の法定雇用率引き上げ

障害者雇用促進法に基づき、民間企業に義務付けられる障害者の雇用率が段階的に引き上げられています。法定雇用率が現行の2.5%から2.7%へと引き

⑤2029年4月までに：50人未満の事業所へのストレスチェック義務化

これまで「50人以上」の事業所に限定し義務とされていたストレスチェックについて、50人未満の全ての事業所へ拡大される方向で調整が進んでいます。ストレスチェック制度とは、労働者のメンタルヘルスの不調を未然に防ぐことを目的とした検査です。従業員が自身のストレス状況を把握し、セルフケアにつなげるとともに、会社側が職場環境の改善を図るための仕組みです。

あなたの会社に元気と未来を届けます！